

別表1 (建設工事)

書類 番号	提出書類名称	様式	備 考
1	指名競争（一般競争）参加資格審査申請書（建設工事）	有	・中央公契連統一様式でも可 ・管内業者はなるべく当該様式で作成すること。
2	最新の経営規模等評価結果通知・総合評定値通知書（以下「経審」という。）の写し	—	・申請時点において、審査基準日が1年7か月以内のものであること。 ・社会保険等（健康保険、厚生年金保険および雇用保険）における加入の有無欄が「有」又は「除外」となっていること。
(1)	社会保険等の適用を受けないことの届出書	有	経審の社会保険等における加入の有無欄が「無」になっている場合で、 <u>除外要件に該当する場合のみ提出すること。</u>
(2)	各保険所管機関へ提出した社会保険等加入の届出書等の写し	—	経審の社会保険等における加入の有無欄が「無」になっている場合で、直近の経営事項審査を受けた後に社会保険等へ加入した場合のみ提出すること。
3	建設業許可証明書（又は指令書、通知知書）の写し	—	申請時点で受けている <u>許可の内容が明確</u> であること。
4	工事経歴書	有	直前2事業年度分を提出すること。（経営事項審査で提出した工事経歴書の代用可）
5	技術職員名簿	有	・様式脚注の記載要領等を確認の上、氏名、年齢、資格等の名称を記載すること。 ・管内業者は、技術職員の資格証等（解体工事業については必要に応じて登録解体工事講習修了証等）の写しを添付すること。 ・管外業者の方は経営事項審査の「技術職員名簿」でも可。
6	営業所一覧	有	本店のみの場合でも必ず添付すること。
7	登記事項証明書又は身分証明書	—	申請者が法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は身分証明書
8	印鑑登録証明書	—	
9	使用印鑑届	有	
10	委任状	有	支店等に権限を委任する場合のみ添付すること。
11	年間委任状	有	管内業者で、入札等の参加を年間を通じて代理人へ委任する場合に提出すること。
12	国税・地方税の納税証明書	—	別表4（納税証明書関係）を参照
13	返信用封筒	—	管外業者の方（書類を郵送される場合）

■その他留意事項

- ・各種様式については、記載要件を満たしていれば任意の様式でも構いません。
- ・個人事業主の方は、申請書等の職名の記入は不要です。
- ・提出書類のうち各証明書は、申請書提出日以前の3ヶ月以内に交付を受けたものに限り、**（鮮明なものであれば、その写しで構いません。）**
- ・提出にあたっては、申請書、添付書類（番号順）の順になるように並べ、綴りひも又はペーパーファスナー（金属製でないもの）で綴ったものを**クリアホルダー（A4型、色・柄付き不可）に入れて提出**してください。
- ・平成31年6月1日以降、解体工事の入札参加を希望される方は、**「解体工事業」の建設業許可を取得し、同工種の経営事項審査を受審してください。**